

# 横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱

(横手市開発行為等及び中高層建築物の建築行為に関する指導要綱)

平成25年2月

横手市

# 横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱

<b>第1章 総則</b>	1
第1条 目的	1
第2条 定義	1
第3条 責務	2
第4条 適用の対象	2
第5条 適用の除外	2
<b>第2章 開発行為等</b>	3
第6条 開発行為等の事前相談	3
第7条 開発行為等の事前協議	3
第8条 開発行為等に対する指導及び助言	3
第9条 事前協議終了の通知	3
第10条 変更の届出	3
第11条 開発行為等に関する工事の完了	3
第12条 開発工事の検査及び勧告命令	4
第13条 開発工事の確認	4
<b>第3章 中高層建築物の建築行為</b>	4
第14条 電波障害の調査	4
第15条 設備の設置等	4
第16条 図書の提出等	4
第17条 紛争の調整	5
<b>第4章 説明会の開催等</b>	5
第18条 標識の設置	5
第19条 説明会の開催	5
第20条 標識の訂正等	6
<b>第5章 雑則</b>	6
第21条 公共・公益施設の帰属及び管理	6
第22条 継承義務	6
第23条 その他	6
附則	7
<b>横手市開発行為等技術基準</b>	8
<b>様式集</b>	13

# 横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱

平成17年10月1日告示第101号  
改正 平成19年2月22日告示第21号  
平成19年6月14日告示第78号  
平成25年2月22日告示第21号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この告示は、横手市において行われる開発行為等及び中高層建築物の建築行為について、当該行為に係る計画の事前公開、事前説明及びうるおいのあるまちづくりを総合的に推進するための基本的事項を定めることにより、健康的で文化的な生活環境の維持保全及び向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項の開発行為のほか、農地の転用、宅地の造成及び環境を損なうおそれのある土地区画形質の変更等を行うこと。
- (2) 事業者 開発行為等に関する工事の請負契約の発注者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者
- (3) 公共・公益施設 道路、上・下水道、公園、緑地、広場、河川、水路、消防・砂防施設、教育施設、医療施設、交通安全施設、清掃施設、社会福祉施設等の公共公益の用に供する施設（土地を含む。）
- (4) 建築行為 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号の建築を行うこと。
- (5) 建築物 建築基準法第2条第1号の建築物
- (6) 中高層建築物 当該建築物の地盤面からの高さが10メートルを超える建築物（看板等の付属工作物を含む。）
- (7) 建築主等 建築基準法第2条第16号の建築主、同条第17号の設計者、同条第11号の工事監理者又は同条第18号の工事施工者
- (8) 電波障害 テレビジョンの放送電波が正常に受信できないこと。
- (9) 近隣関係住民 次のいずれかに該当する者

ア 開発行為等によりその影響を受けるおそれのある建築物又は土地の所有者、占有者及び管理者

イ 中高層建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該中高層建築物の高さの2倍の水平距離の範囲内にある建築物又は土地の所有者、占有者及び管理者

ウ 中高層建築物の建築により、電波障害を受けるおそれがある者  
(責務)

第3条 事業者及び建築主等は、開発行為等及び中高層建築物の建築を計画するに当たっては、周辺的美観を含めた生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。

2 事業者、建築主等及び近隣関係住民は、開発行為等及び中高層建築物の建築に係る紛争(以下「紛争」という。)が生じた場合は、相互に理解を深め、自主的に解決するよう努めなければならない。

(適用の対象)

第4条 この告示の適用を受ける開発行為等は、都市計画区域内における1,000平方メートル以上のもの及び都市計画区域外における10,000平方メートル以上のものとする。この場合において、計画的に数年度にわたって実施し、その完成後の面積が都市計画区域内において1,000平方メートル以上となるもの及び都市計画区域外において10,000平方メートル以上となるものを含む。

2 この告示の適用を受ける中高層建築物の建築行為は、次に掲げる手続きを要する行為とする。

(1) 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請

(2) 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を受けるための書類の提出

(3) 建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知

(適用の除外)

第5条 都市計画法第29条第1項第2号から第11号まで並びに第2項第1号及び第2号に掲げる開発行為については、市長と別に協議を行うものとする。

2 都市計画法第29条第1項及び第2項の規定により許可を要する開発行為にあつては、第7条の開発行為等事業計画書の提出を必要としない。

3 建築物を増築し、又は改築する場合であつて、当該増築又は改築に係る部分の建築物が中高層建築物とならないときは、この告示の規定は適用しない。

4 建築基準法第85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物を建築する場合は、この告示の規定は適用しない。

- 5 災害対策その他これに類する理由により緊急に中高層建築物を建築する場合について、市長が公益上やむを得ないと認めたときに限り、第14条から第20条までの規定は適用しない。

## 第2章 開発行為等

### (開発行為等の事前相談)

第6条 開発行為等を行おうとする事業者は、開発行為等予定地における都市計画その他環境及び美観に係る事項についてあらかじめ市より説明を受け、その内容について配慮しなければならない。

### (開発行為等の事前協議)

第7条 開発行為等を行う事業者は、第4条第2項各号に掲げる手続、農地転用許可及び道路位置指定等開発に伴う法令の定める申請等を行う前に別に定める横手市開発行為等技術基準を参考にし、開発行為等事業計画書を市長に提出し、事前協議を行わなければならない。

- 2 前項の規定による計画書には、道路、電気、水道、排水等の施設を管理することとなる関係機関との協議書又は許可書その他これに類するものを添付するものとする。

### (開発行為等に対する指導及び助言)

第8条 市長は、前条の規定による事前協議においては、関係機関の意見を踏まえ、必要と認められる場合は、事業者に対し適切な措置を講ずるべく指導及び助言をすることができる。

- 2 事業者は、前項の指導及び助言に対し、必要な計画の修正等に配慮しなければならない。

### (事前協議終了の通知)

第9条 市長は、前条の措置の結果、当該開発行為等が市の施策に適合していると認めた場合は、事業者に必要な事項を通知するものとする。

### (変更の届出)

第10条 事業者は、事前協議が終了した事項の変更をしようとする場合は、開発行為等変更届を市長に提出しなければならない。

### (開発行為等に関する工事の完了)

第11条 事業者は、開発行為等に関する工事（以下「開発工事」という。）が完了したときは、開発工事完了届を市長に提出しなければならない。

(開発工事の検査及び勧告命令)

第12条 市長は、事業者から前条の開発工事完了届が提出された場合は、検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、不備な箇所があると認めた場合は、事業者に対し勧告又は命令をすることができる。

(開発工事の確認)

第13条 市長は、前条に基づく検査の結果、当該開発工事が適切に行われていると認めた場合は、事業者に対し、開発工事確認書を交付するものとする。

### 第3章 中高層建築物の建築行為

(電波障害の調査)

第14条 建築主等は、中高層建築物を建築しようとする場合は、社団法人日本CATV技術協会認定のCATVエキスパート（受信調査）と同等以上の有資格者（旧資格第1級又は第2級有線テレビジョン放送技術者を含む。）による電波障害発生の事前予測調査を行い、電波障害調査報告書を作成するものとする。ただし、周囲の状況等により電波障害が発生する恐れがないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(設備の設置等)

第15条 建築主等は、中高層建築物の建築により電波障害が生ずる場合には、建築行為の進捗よくに応じ、速やかに電波障害の除去に必要な設備（以下「設備」という。）を設置しなければならない。

2 建築主等は、設備の設置に当たっては、当該設備の内容及び設置後の維持管理について必要な事項を近隣関係住民と協議するものとする。

3 市長は、必要と認めた場合は、建築主等に対し、前2項の内容を記載した書面の提出を求めることができる。

(図書の提出等)

第16条 建築主は、中高層建築物を建築する場合は、第4条第2項各号に掲げるを行う前に次に掲げる図書を市長に提出しなければならない。

(1) 建築計画書

(2) 建築確認後に紛争が生じた場合において建築主等が責任を持って当該紛争を処理する旨の誓約書

(3) 第14条の規定による電波障害調査報告書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

2 建築主は、中高層建築物の建築に係る計画を変更した場合は、速やかに建築計画変更届を市長に提出しなければならない。

(紛争の調整)

第17条 市長は、中高層建築物の建築に伴い、建築主等と近隣関係住民との間に電波障害等に関する紛争が生じ、当事者間で話し合いによる解決ができず、及び建築主等又は近隣関係住民から紛争の調整について申出があった場合において必要と認めたときは、調整を行うものとする。

2 前項の申出は、紛争調整申出書により市長に対して行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による調整を行うに当たって必要と認めたときは、関係分野に関し優れた知識を有する者の意見を求め、又はこれに調整を依頼することができる。

#### 第4章 説明会の開催等

(標識の設置)

第18条 事業者又は建築主等は、開発行為等を行おうとする場合又は中高層建築物の建築行為を行おうとする場合は、近隣関係住民に当該開発行為等及び建築行為に係る計画の周知を図るための標識を当該行為の敷地の見えやすい場所に容易に破損しない方法により設置するとともに、設置期間中の当該標識の維持管理に十分留意しなければならない。

2 前項の標識の設置期間は、第4条第2項各号に掲げる手続又は第7条の開発行為等の事前協議を行おうとする日から起算して15日以上前の日から当該工事の完了の日までとする。

(説明会の開催)

第19条 事業者又は建築主は、近隣関係住民から開発行為等又は中高層建築物の建築行為に係る計画について説明を求められた場合又は説明会の開催を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

2 事業者又は建築主は、説明会を開催する場合は、説明会の5日前までに開催する日時及び場所を掲示等の方法で近隣関係住民に周知するものとする。

3 説明会において説明すべき事項は、次に掲げるものとする。

(1) 敷地の形態、規模及び敷地内における建築物の位置

- (2) 建築物等の規模、構造及び用途、外観の意匠及び色彩
- (3) 工期、工事時間、工法及び作業方法
- (4) 電波障害その他建築及び開発に伴って生じる周辺的生活環境に及ぼす影響及びその対策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、近隣関係住民が説明を求めた事項

4 事業者又は建築主は、説明会を開催した場合は、速やかに近隣関係住民説明会報告書を市長に提出しなければならない。

(標識の訂正等)

第20条 事業者又は建築主等は、開発行為等又は中高層建築物の建築行為に係る計画を変更した場合は、速やかに第18条の規定により設置した標識の記載事項を訂正しなければならない。

2 事業者又は建築主は、計画を変更した場合は、前条の規定による説明を行った近隣関係住民にその変更した事項について説明し、市長に、近隣関係住民変更説明報告書を提出しなければならない。ただし、近隣関係住民の生活環境が改善されるもの又は周辺的生活環境に影響を及ぼさないと市長が認めたものについては、この限りでない。

## 第5章 雑則

(公共・公益施設の帰属及び管理)

第21条 この告示の規定により事業者又は建築主等が設置した公共・公益施設については原則として市に帰属し、管理については市長と事業者が協議して決定するものとする。

2 前項の規定による帰属の時期は市長と事業者又は建築主等が協議して決定するものとし、それまでの間は事業者又は建築主等が自らの責任において維持管理をする責務を負うものとする。

(継承義務)

第22条 事業者又は建築主等は、開発行為又は建築行為地内の土地、建物及びその他の権利を分譲し、又は譲り渡す場合は、その譲受人に対し、本告示によって遵守することとされている事項についてこれを明確に表示し、その継承をさせる義務を負うものとする。

(その他)

第23条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、改正前の横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

# 横手市開発行為等技術基準

令和2年10月1日（一部改正）

要綱第7条の規定による基準は、次に掲げる事項とする。

## (1) 都市計画等との整合

開発区域内及びその周辺の区域に道路、公園、上・下水道その他の都市施設及び地域地区等に関する都市計画、開発指導基本計画、横手市景観計画その他環境及び美観に関する計画等が定められている場合は、当該開発行為をこれに適合させるものとする。ただし、「開発指導基本計画」との整合にあつてはその利用用途及び周囲の環境等に応じ変更できるものとする。

## (2) 公共・公益施設の整備

事業者は、開発行為等を行う場合、開発区域及び区域外に新たに必要となり又は改良移転を必要とすることとなる公共・公益施設については、施設管理者との協議を経て、原則として自ら必要な用地を獲得し、自らの責任において整備するものとする。

## (3) 道路

- ① 道路幅員は、別表第1に定める事項によること。
- ② 開発区域内の主要な道路は、区域外の6メートル以上の道路に接続していること。
- ③ 交差点の隅切は、底辺で5メートル以上とすること。
- ④ 道路は、雨水等を有効に排除するため、路面に1.5%～2.0%の間で横断勾配をつけること。
- ⑤ 道路の縦断勾配は、6%以下とすること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められるときは、小区間に限り9%以下とすることができる。
- ⑥ 歩道と車道は縁石等により分離すること。なお、歩道は、歩行者の安全が確保されるように定められているとともに、特に歩行者の安全を図る必要があるときは、歩行者専用道路をつくること。
- ⑦ 道路は、舗装するものとし、路盤工は別途協議うえ実施するものとする。
- ⑧ 側溝の構造は、幅30センチメートル以上の蓋掛り付きの既製コンクリート側溝を使用することを原則とする。ただし、農業用水路の保護に必要な場合、又は地形等の条件によりやむを得ないと認めるときは修正のうえ施工することができる。
- ⑨ 道路の雨水等を有効に排出するため、区域外であっても側溝、排水路等を設け、流出可能な河川水路等に接続すること。

#### (4) 公園・緑地・広場

- ① 公園・緑地・広場(以下「公園等」という。)の面積は、別表第2に定める事項によること。ただし、勾配が16度以上の法面は面積に算入しない。
- ② 非自己用の場合にあつては、設置する公園等の位置は、利用目的及び周辺の状況等を考慮して、開発区域内外の利用者が利用しやすい位置に設置すること。ただし、付近にこれと同等規模の公園がある場合はこの限りではない。
- ③ 非自己用の場合にあつては、公園等はできるだけ平坦で正方形又は長方形とし、公園等と民有地との境界は外柵等を設けて明確にすることと、1ヶ所の面積が1,000平方メートル以上の公園等には2ヶ所以上の出入口を設け、道路の交差点から5メートル以上離して設置すること。
- ④ 非自己用の場合にあつては、1ヶ所の面積が1,000平方メートル以上の公園等内の施設について近隣住民が最低限その利便に供することのできる遊戯施設を設置すること。
- ⑤ 角地又はアイストップ地については、できるだけ植栽を行い美観上の修景に配慮すること。その他の部分においてもできるだけ多くの植栽を行うこと。

#### (5) 街区設定の基準

- ① 街区は、その予定建築物の用途、規模等を考慮して定めるが、街区の長辺は120～140メートル、短辺50メートル前後とする。
- ② 街区割りにおいては、公園及び公共施設などの配置をアイストップとして活用する配慮をするとともに、眺望やアイストップを利用して、区域内の方向感覚を明確にすること。

#### (6) 分譲住宅等の基準

- ① 事業者は、開発区域内における良好な居住環境の確保を図るため、一区画の面積を最低200平方メートル以上とすること。
- ② 事業者又は建築主は、建売分譲にあつては、隣棟相互の関係を考慮した家並の景観形成へ配慮すること。
- ③ 事業者又は建築主は、建売分譲に当たっては原則として道路境界部に植栽を連坦させ、又は生垣とするなど、緑の多い家並み形成への配慮をしなければならない。
- ④ 事業者又は建築主は、建売分譲に当たってブロック塀を設置する場合は、蔦等で修景緑化する等、美観上の配慮を行うこと。

#### (7) 整地

- ① 沼地等軟弱な地盤については、ボーリング等十分な地質調査を行い、造成後地盤沈下又は隆起の生じないよう必要な措置を講じること。

② 地下水等の影響で地盤のゆるみ又は滑りが生ずる恐れのある場合は、暗渠を設置するなど地盤の安全上必要な措置を講じること。

③ 傾斜地に盛土する場合は、段切り等、滑りを生じないように必要な措置を講じること。

(8) 擁壁及びがけ面

① 盛土又は切土により擁壁が必要になる場合は、できるだけその圧迫感を軽減するため、高さを低く押え又は擁壁を蔦等で緑化すること。

② 大規模ながけ面は、コンクリート、コンクリートブロック積み、張り芝、筋芝等で覆うとともに、土圧や地滑り等に対して安全であるように設計が定められていること。またこれについては、特に美観上の配慮を行うこと。

(9) 給水施設

開発区域内のすべての道路及びこれに通じる区域外道路には、次に掲げる事項に適合するよう上水道管を布設すること。

① 上水道は、市の将来計画に適合する管径及び材質とすること。

② 管の布設は、道路占用基準を遵守のうえ施行すること。

(10) 雨水及び生活排水

① 事業者は、開発区域内の排水施設について、開発の規模、地形、地質及び状況を考慮し、計画雨水量及び汚水量を有効かつ適切に排水できる構造及び能力のものとし、放流先の排水能力、利用状況、その他状況を勘案して、下水道、排水路、その他の排水施設又は河川その他の公共水域に接続させなければならない。

② 事業者は、排水施設について下水道、排水路、その他の排水施設又は河川その他の公共水域に接続させる場合、放流先の施設管理者(道路管理者、土地改良区、河川管理者)と充分協議しなければならない。

(11) 合併浄化槽及びし尿浄化槽

① 事業者又は建築主は、建築行為又は開発行為に当たって合併浄化槽又はし尿浄化槽の設置に配慮するものとする。ただし公共下水道処理区域はこの限りではない。

② 事業者又は建築主は、浄化槽を設置する場合、その放流することについて、放流先の施設管理者(道路管理者、土地改良区、河川管理者等)と充分協議するものとする。

③ 放流水は、水道水源に影響のない地点で放流するものとする。

(12) 消防用施設

事業者は、消防用施設について、横手市消防本部と協議し、その指導に従い施設を設置するものとする。

(13) 駐車場

- ① 事務所、店舗又は共同住宅等で駐車需要が高いと認められるものについては、協議のうえ、必要台数分の駐車場を確保すること。
- ② 屋外に設置する駐車場にあつては、美観を考慮した適切な植栽を行うこと。

(14) 電柱、防犯灯の設置

- ① 開発区域内に設置する電柱は、原則として道路内に設置しないようにすること。
- ② 開発区域内には、協議のうえ、防犯灯を設置すること。
- ③ 設置費及び維持管理費については、事業者において負担するものとする。

(15) ごみ集積所

- ① 事業者は、開発区域内の建物配置及び道路の形状等を勘案し、ごみ収集車が容易に収集できる道路に面した場所に、関係機関の同意を得たうえで、一団地に1ヶ所(一団地が20戸以上の場合は、概ね20戸毎に1ヶ所)のごみ集積所(施設を含む)を設置するものとする。
- ② 集積所は、衛生的に保管され収集の容易にできる共同の施設で、特に景観に配慮した構造とする。
- ③ 開発行為の位置又は規模により市長が収集困難と判断した場合は、事業者の負担において処理するものとする。

(16) 自然環境の保全

事業者は、開発事業等の計画に当たっては、立木の伐採、自然の地形変更を最小限にとどめ、環境の保全及び緑地の確保、修景に努めるものとする。

(17) 文化財の保護

事業者は、開発事業の施行に際し、事前に調査するとともに、埋蔵文化財が出土したときは、直ちに工事を中止して、市教育委員会に届出て文化財保護法の規定に基づく指示にしたがわなければならない。

(18) うるおいのある景観の担保

5,000平方メートル以上で宅地分譲を行う開発行為(1,000平方メートル以上の開発行為が連坦し5,000平方メートルになる場合を含む)については、都市計画法に基づく地区計画、建築基準法に基づく建築協定、横手市景観計画及び横手市景観条例の規定によるうるおいのある景観の担保方策を積極的に導入するよう努めることとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（基準(3)関係）

道路種別	道路幅員			備考
	総幅員	車道	歩道	
歩行者専用道	4	—	4	歩行者の安全を特に図る道路。
一般区画街路	6	6	—	建築物の前面道路として扱う最低幅員とする。ただし、既成住宅地の囲繞地のみ例外とする。
主要道路	8	8	—	区域内の主要道路。
幹線道路	12	7	2.5	区域及び周辺地域の幹線道路と予想される道路。

別表第2（基準(4)関係）

開発区域の面積	公園等面積の割合	1か所の公園等面積	備考
3,000 m <sup>2</sup> 未満	3 % 以上	協議内容による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非自己用の場合はごみ集積所、防犯灯、街区案内板設置、雪捨場等のコミュニティスペースとして確保する。</li> <li>・ 自己業務用の場合は下記※のとおり</li> </ul>
3,000 m <sup>2</sup> 以上	都市計画法に定める基準による		

※自己業務用の場合

配置の方法	緑化の方法
植樹帯として敷地周囲に配置する。植樹帯の幅員は1.0メートル以上とする	できるだけ植栽を行い継続的な維持管理に努める。

## 横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱 様式集

- 第 1 号 開発行為等事業計画書 正本 (第 7 条関係)
- 第 1 号 開発行為等事業計画書 副本 (第 7 条関係)
- 第 1 号 開発行為等事業計画書 明細 (第 7 条関係)
- 第 2 号 開発行為等変更届 (第 10 条関係)
- 第 3 号 開発工事完了届 (第 11 条関係)
- 第 4 号 開発工事確認書 (第 13 条関係)
- 第 5 号 建築計画書 (第 16 条関係)
- 第 6 号 誓約書 (第 16 条関係)
- 第 7 号 建築計画変更届 (第 16 条関係)
- 第 8 号 紛争調整申出書 (第 17 条関係)
- 第 9 号 標識 (建築・開発計画のお知らせ) (第 18 条関係)
- 第 10 号 近隣関係住民説明会報告書 (第 19 条関係)
- 第 11 号 近隣関係住民変更説明報告書 (第 20 条関係)



# 開 発 行 為 等 事 業 計 画 書

		年 月 日
横手市長 様		
		住 所 事業者 氏 名
横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第7条の規定により、開発行為等について次のとおり協議します。		
開 発 行 為 等 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	横手市
	2 開 発 区 域 の 面 積	m <sup>2</sup>
	3 予 定 建 築 物 の 用 途	
	4 工 事 施 工 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	
	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	
	8 そ の 他 必 要 な 事 項	
問合せ等連絡先住所氏名	TEL	
同上担当者氏名		
協議済書送付先住所氏名	TEL	
※ 受 付 番 号	第 号	年 月 日

注) ※印欄には記入しないで下さい。

※事前相談の内容

事前相談年月日	年	月	日
			担当者名

※事前協議内容 (助言及び指導内容等)

公共・公益施設の管理及び帰属 有・無			
(道路、公園・緑地、給水施設、消防施設、その他 )			
協議終了	第	号	年 月 日
			担当者名

# 開発行為等事業計画書

年 月 日		
横手市長 様		
住所 事業者 氏名		
横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第7条の規定により、開発行為等について次のとおり協議します。		
開 発 行 為 等 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	横手市
	2 開発区域の面積	m <sup>2</sup>
	3 予定建築物の用途	
	4 工事施工者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	
	6 工事完了予定年月日	
	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	
	8 その他必要な事項	
※ 受付番号	第 号	年 月 日

- 備考
- ※印欄には記載しないで下さい。
  - 「8その他必要な事項」の欄には、開発行為等を行うことについて、農地法その他の法令による許可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
  - 裏面も記入すること。
  - 添付図面 位置図、現況図、計画平面図、標準横断面図各一部、公図写し。
  - その他、計画の概要がわかる参考図書。

※事前協議内容 (助言及び指導内容等)

公共・公益施設の管理及び帰属 有・無 (道路、公園・緑地、給水施設、消防施設、その他 )	
以上のことを厳守して工事を施工して下さい。	
様	
協議終了	第 号 年 月 日
横手市長 印	

注) 明細を記入するにあたり、下記をよく読んで記入してください。

- 1 「4目的」欄には、開発区域の使用目的並びに分譲、建売及び社員住宅等の別を記入すること。
- 2 「5基本方針」欄には、計画上特に配慮した点を記入すること。
- 3 「6その他」欄には、設計上参考にした地域や図書名などを記入すること。
- 4 「7地域(地区・街区等)」欄には、用途地域その他の区分名を記入すること。
- 5 「10備考」欄には記入しないこと。
- 6 「11土地の地形・地質及び措置」欄には、土地の勾配、切土盛土の別並びに土の置換え、擁壁等の措置を記入すること。
- 7 「13街区の計画」欄には、宅地の区画の大きさ、区画数を記入すること。
- 8 「14道路」欄には、幅員(すべての種類)、延長、距離、最大勾配、路面の仕上げ等を記入すること。
- 9 「15排水施設」欄には、側溝の種類や構造、放流先の管理者との協議が済んでいるか等を記入すること。
- 10 「16給水施設」欄には、公共上水道、自家水道の別を記入すること。
- 11 「17ガス供給施設」欄には、集団施設、個人施設の別を記入すること。
- 12 「18公園緑地広場」欄には、他の宅地と区分する柵等の取付けの種類、切土盛土後の土質を記入すること。
- 13 「19街路照明」欄には、開発者が設置する予定があれば街路灯の基数及びW数を記入すること。
- 14 「20消火水」欄には、消火活動のための水の給水方法、消火栓、防火用水等を記入すること。
- 15 「21公益的施設」欄には、特に公益的な施設を設けるよう配慮する場合のみ、その希望等を記入すること。
- 16 「22その他」欄には、生活排水等の共同処理施設等について記入すること。

明細 様式第1号 (第7条関係)

開発行為等事業計画書

		1 設計者 住所氏名					
2 開発区域に含まれる地域の名称		3 事業者 氏名					
設計方針	4 目的						
	5 基本方針						
	6 その他						
土地の現況	7 地域 (地区・街区等)	都市計画区域		用途地域		その他	
	8 地目	区分	宅地	農地	山林	その他	合計
		面積					
		比率					
	9 所有別	区分	自己所有	買収予定	地主還元	その他	合計
		面積					
比率							
10 備考							

11 土地の地形・地質 及び措置						
12 土地の 利用計画	区 分	宅地用地	道路用地	公園緑地	その他	合 計
	面 積					
	比 率					
13 街 区 の 計 画						
公 共 用 施 設 等 整 備 計 画	種 類	計 画 概 要			管理予定者	
	14 道 路	幅員 延長 勾配 路面 接続道路名及び管理者				
	15 排 水 施 設	方法 構造 放流先名及び管理者				
	16 給 水 施 設					
	17 ガス供給施設					
	18 公園緑地広場					
	19 街 路 照 明					
	20 消 火 水					
	21 公 益 的 施 設					
	22 そ の 他					

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

横手市長 様

届出者 住 所  
氏 名

### 開発行為等変更届

横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第10条の規定により、開発行為等の変更について、次のとおり届け出ます。

- 1 変更に係る事項
- 2 変更の理由
- 3 開発行為事前協議終了年月日 年 月 日 第 号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

# 開 発 工 事 完 了 届

年 月 日

横手市長 様

住所

氏名

年 月 日付、都計第 号をもって事前協議が終了した開発行為等  
に関する工事が次のとおり完了したので、届出します。

開 発 行 為 地	横 手 市
工 事 完 了 年 月 日	当初予定日 年 月 日
	実 質 日 年 月 日
工 事 施 行 者	

注 1 工事写真及び出来形管理図表を添付すること。

注 2 市に帰属する事項がある場合は、次の寄付採納関係図書を添付すること。

- ・ 寄付採納願
- ・ 登記承諾書、登記原因証明情報、印鑑証明書、資格証明書等
- ・ 公図、地積測量図、事項証明書（登記簿謄本）

年 第 号  
月 月 日

様

横手市長

印

## 開 発 工 事 確 認 書

次の開発工事は、 年 月 日の検査の結果、横手市うるおいのあるまちづくり  
推進要綱に適合していることを確認します。

事前協議終了年月日	年 月 日 第 号
工事完了年月日	年 月 日
開 発 行 為 地	横手市
寄付採納の有無	有 無 ( )
付 議 意 見	

建 築 計 画 書

年 月 日

横手市長 様

建築主 住 所  
氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話 ( ) -

横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

設 計 者	住 所						
	氏 名	電話 ( ) -					
施 工 者	住 所						
	氏 名	電話 ( ) -					
敷 地	地 名 地 番						
	住 居 表 示						
	用 途 地 域	地 域		そ の 他 の			
	防 火 地 域	準防火・指定なし		地 域 ・ 地 区			
標 識 設 置 年 月 日		年 月 日					
建 築 物 の 概 要	名 称						
		計 画 部 分	既 存 部 分	合 計	そ の 他		
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	工 事 種 別	新 築 ・ 増 築 ・ 改 築	
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	構 造		
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	基 礎 工 法		
	高 さ	m	m	m	階 数	地 上 階 ・ 地 下 階	
用 途					棟 数 及 び 戸 数	棟 戸	
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日		完 了 予 定 年 月 日		年 月 日	
添 付 書 類	付 近 見 取 図					※ 受 付 処 理 欄	
	配 置 図 ※ 標 識 設 置 位 置 ・ 縮 尺 ・ 方 位 ・ 敷 地 境 界 線 ・ 建 築 物 の 位 置 を 表 示						
	標 識 設 置 状 況 写 真 ( 遠 影 お よ び 近 影 の 状 況 が わ か る カ ラ ー 写 真 )						
	平 面 図						
	立 面 図						
	そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め た 図 書						

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。



建築計画変更届

年 月 日

横手市長 様

建築主（事業者） 住 所

氏 名  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

電 話 （      ）      -

横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称				
敷地の地名地番		横手市		
		変更前	変更後	増 減
敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
建築面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延べ面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
高 さ		m	m	m
階 数		階	階	階
用 途				
そ の 他				
変更理由				※受付処理欄
添付書類	変更後の標識設置状況写真 (遠影および近影がわかるカラー写真)			
	変更に関連する図面 (配置図・平面図・立面図等)			

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。

紛 争 調 整 申 出 書

年 月 日

横手市長 様

建築主 住 所  
氏 名  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
電 話 （        ）        -

横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第17条第 2 項の規定により、次のとおり紛争の調整を申し出ます。

建 築 物 の 名 称	
敷 地 の 地 名 地 番	
紛争の相手方の住所 氏名及び電話番号	電話 （        ）        -
紛争の調整を求める事項	
交渉経過の概要	
その他参考となる事項	

（注意）1 申出者又は相手方が 2 以上の場合で欄内に記入しきれないときは、別紙（様式任意）に氏名・住所・電話番号を記入して提出してください。



近 隣 関 係 住 民 説 明 会 報 告 書

年 月 日

横手市長 様

建築主（事業主） 住 所  
氏 名  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
電 話 （      ）      -

横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第19条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称		
敷地の地名地番		
標識設置届提出日	年 月 日	
説明会開催日時	年 月 日 ～ 年 月 日 時 分 ～ 時 分	
説明会開催場所		
説 明 者		
説明会出席者数	説明者側	
	近隣関係住民側	
そ の 他		
添 付 書 類	(1) 説明会開催案内状又は開催案内掲示等	
	(2) 出席者名簿	
	(3) 説明会の配付資料	
	(4) 説明会の記録	
	(5) その他市長が必要と認める図書	
※ 受 付 処 理 欄		

（注）※印のある欄は、記入しないで下さい。

近隣関係住民変更説明報告書

年 月 日

横手市長 様

建築主（事業者） 住 所  
氏 名  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電 話 （      ）      -

横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

建 築 物 の 名 称			
敷 地 の 地 名 地 番			
標 識 設 置 届 受 付 番 号			
標 識 設 置 届 受 付 年 月 日	年      月      日		
	変 更 前	変 更 後	増 減
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
高 さ	m	m	m
階 数	階	階	階
用 途			
そ の 他			
変更理由			※ 受付処理欄

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。